

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約
新旧対照表

現 行	改正案	備 考
(名称) 第1条 <u>この協議会は、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）と称する。</u>	(設置) 第1条 <u>水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）を設置する。</u>	見出しの修正 本協議会が水防法に基づく協議会であることを明記
(目的) 第2条 協議会は、 <u>北部建設事務所管内における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局、広島地方気象台が、避難勧告等の発令判断に資する情報を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進することを目的とする。</u>	(目的) 第2条 協議会は、 <u>施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものへ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県北部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</u>	本協議会が「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進するためのものであることを明記
(新規) (協議会の構成) 第3条 協議会は、 <u>別表1</u> の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて <u>別表1</u> の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。	(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、 <u>別表1</u> の河川を対象とする。 (協議会の構成) 第4条 協議会は、 <u>別表2</u> の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて <u>別表2</u> の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。	本協議会の対象河川に関する規定を追加 条番号の修正 別表番号の修正 別表番号の修正
(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。	(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。	条番号の修正

<p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p>	<p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p>	
<p>(幹事会の構成)</p> <p>第5条 協議会には、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、<u>別表2</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて<u>別表2</u>の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。</p>	<p>(幹事会の構成)</p> <p>第6条 協議会には、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、<u>別表3</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて<u>別表3</u>の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。</p>	<p>条番号の修正</p> <p>別表番号の修正</p> <p>別表番号の修正</p>
<p>(幹事会の実施事項)</p> <p>第6条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。</p>	<p>(幹事会の実施事項)</p> <p>第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。</p>	<p>条番号の修正</p>
<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とする。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とする。</p>	<p>条番号の修正</p>
<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>条番号の修正</p>

<p>(事務局)</p> <p><u>第9条</u> 协議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を収集し、事前調整会議を開催することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第10条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第11条</u> 本規約は、平成29年2年2日から施行する。</p> <p>(新規)</p>	<p>(事務局)</p> <p><u>第10条</u> 协議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を収集し、事前調整会議を開催することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>本規約は、平成29年2年2日から施行する。</p> <p><u>平成〇年〇月〇日 一部改正</u></p> <p><u>別表1</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間神野瀬川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間布野川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間馬洗川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間西城川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間比和川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間戸郷川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間国兼川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間美波羅川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間上下川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間北溝川</u></p> <p><u>一級河川江の川水系指定区間板木川</u></p> <p><u>一級河川高梁川水系指定区間成羽川</u></p> <p><u>その他広島県北部建設事務所管内における指定区間内の一級河川</u></p>	<p>条番号の修正</p> <p>条番号の修正</p> <p>附則の記載方法の変更</p> <p>改正日の追加</p> <p>別表1として本協議会の検討対象となる河川を具体的に記載</p>
--	--	--

<u>別表1</u>	<u>別表2</u>	別表番号の修正
広島県土木建築局長	広島県土木建築局長	
広島県北部建設事務所長	広島県北部建設事務所長	
広島県北部建設事務所庄原支所長	広島県北部建設事務所庄原支所長	
三次市長	三次市長	
庄原市長	庄原市長	
中国地方整備局三次河川国道事務所長	中国地方整備局三次河川国道事務所長	
広島地方気象台長	広島地方気象台長	
(オブザーバー)	(オブザーバー)	
広島県危機管理課	広島県危機管理課	
中国地方整備局河川部	中国地方整備局河川部	
<u>別表2</u>	<u>別表3</u>	別表番号の修正
広島県土木建築局道路河川管理課長	広島県土木建築局道路河川管理課長	
広島県土木建築局河川課長	広島県土木建築局河川課長	
広島県北部建設事務所次長(技術)	広島県北部建設事務所次長(技術)	
広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)	広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)	
三次市総務部危機管理課長	三次市総務部危機管理課長	
庄原市生活福祉部危機管理課長	庄原市生活福祉部危機管理課長	
中国地方整備局三次河川国道事務所副所長	中国地方整備局三次河川国道事務所副所長	
広島地方気象台防災管理官	広島地方気象台防災管理官	
(オブザーバー)	(オブザーバー)	
広島県危機管理課	広島県危機管理課	
中国地方整備局河川部	中国地方整備局河川部	

水防法（抜粋）

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 國土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。